

平成29年度子ども・若者活躍推進事業募集要項

1 事業の目的

地域課題の解決等に取り組む若者の育成を図るため、青少年が地域を知り、愛着や誇りに思う気持ちを育む活動を行う青少年育成団体や地域の元気創出のための取組等を行う若者団体等を支援することを目的に、独創的、先進的な事業の企画案を募集し、助成を行う。

2 助成対象団体

次の(1)または(2)の要件を満たす団体

(1) 青少年育成市町村民会議のほか、県内で活動する青少年育成団体

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす若者団体等(法人格を問わず)

- ① 秋田県内に在住する高校生以上40歳未満の者(以下「若者」という。)2名以上で構成する団体であること。
- ② 団体の構成員の過半数が若者であること。また、構成員には、20歳以上の者が1名以上含まれていること。
- ③ 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)及び代表者を含む構成員の名簿を有していること。
- ④ 政治活動または宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- ⑤ 暴力団でないこと、暴力団、その構成員(かつて構成員だった者を含む。)・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 団体の役員が、次に該当しないこと。
 - ア 成年被後見人または被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処され、執行終了日または執行を受けることがなくなった日から2年未満の者。
 - エ 暴力団による不当行為の防止等に関する法律の規定に違反、または刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律を犯したことにより、罰金刑に処され、執行終了日または執行を受けることがなくなった2年未満の者
 - オ 暴力団の構成員(かつて構成員だった者を含む。)・関係者

3 助成対象事業

助成対象事業は、次のとおりとする。

(1) 青少年育成団体が行う、青少年が地域を知り愛着や誇りに思う気持ちを育む、次のような取組

- ア 小中高生交流によるジュニアリーダーの育成
- イ 伝承遊びなどの高齢者との交流体験
- ウ 親子ふれあい体験活動
- エ 郷土芸能の保存・伝承活動
- オ 郷土の偉人の足跡をたどる取組
- カ 地元の文化財等に関する調査・体験活動
- キ 野外活動を通じたジュニアリーダー育成 など

(2) 若者団体等が、市町村と連携して行う地域課題の解決に向けた取組や地域の元気創出のための、次のような取組

- ア 若者と子どもによる商店街訪問イベントの開催
- イ 老若男女参加による市民運動会の開催
- ウ 地場産品を活用した商品開発
- エ 地元出身有名人を題材としたショートムービーの制作
- オ 高齢者と若者の交流会の開催 など

上記(1)または(2)の取組のうち、どちらか一つを選択し、提案してください。

なお、応募は1団体につき1提案までとする。

また、次に該当する事業は対象外とする。

- ア 営利を目的とする事業
- イ 特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
- ウ 政治、宗教に関わる事業
- エ 従来から行われている事業をそのまま実施する事業
- オ 国や県の他の事業により補助または委託を受けている、または受ける見込みの事業
- カ 法令等に違反する事業

4 事業実施期間

交付決定日（平成29年6月11日以降）から平成30年2月末日まで

5 助成件数及び助成金の額

(1) 助成件数：10件程度

(2) 助成金額：定額（30万円を限度とする。）

- ① 助成金の額は、次のアに規定する助成対象経費の合計額から、イに規定する参加料収入など助成事業によって得た収入を除いた額と、30万円とを比較して、いずれか低い額以内の額とする。
- ② 助成事業は予算の範囲での執行となるため、採択された場合であっても、企画提案のあった事業費の全てを助成しない場合（申請金額を減額して助成する）がある。

ア 助成対象経費

事業実施に直接要する次の経費を助成

区分	内容	
①人件費	事業に従事した構成員の給料手当、社会保険料及び臨時職員（アルバイト）の賃金	助成対象とできる額は助成総額の3割以内
②謝金	外部講師やコンサルタント等に係る謝金	1人あたり10万円以内
③旅費	構成員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費	
④印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費	
⑤消耗品・材料購入費	材料・消耗品（単価3万円未満の物品）等の購入費	
⑥通信運搬費	電話代、郵送料等	
⑦委託料	専門機関への調査委託料	当該経費の支出が事業の趣旨に合致し、委託が真に必要不可欠である場合に限る。
⑧保険料	ボランティア保険等	
⑨使用料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料	
⑩その他	その他、県民会議が必要と認める経費	食料費は原則として認めない。

イ 助成事業による収入

参加料収入や助成金で作成する印刷物の頒布収入など事業実施による収入

6 応募方法

所定の提出書類に必要事項を記入のうえ、下記まで郵送または持参してください。

(1) 募集受付期間

4月26日(水)から5月31日(水)まで

(2) 提出書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、提出してください。

ア 企画提案書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ 提案事業への反映表(様式第4号) ※前年度採択団体が同事業で応募する場合のみ。

オ 添付書類

① 団体の定款・規約・会則等

② 最新の構成員名簿、ただし、構成員が30名を超える場合は役員名簿(年齢を記載したもの)

③ その他参考となる資料(団体を紹介した記事など)

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担。また、提出された書類は、返却しない。

※ 提出書類の様式は、4月21日(金)から公益社団法人青少年育成秋田県民会議ホームページからダウンロード可能。

(3) 書類提出先

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1(秋田県庁5階)

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課内

公益社団法人青少年育成秋田県民会議

7 審査方法

(1) 審査機関

「子ども・若者活躍推進事業審査委員会」における審査を経て、助成団体、助成事業及び助成金額を決定する。

(2) 審査方法

審査委員会において申請者よるプレゼンテーションを開催し、審査のうえ決定する。

なお、応募者多数の場合は、予め書面による審査を行い、不採択となる場合がある。

審査の結果については、応募した全団体に通知する。

【審査委員会】

ア 日時：平成29年6月11日(日)

イ 会場：秋田県青少年交流センター「ユースパル」

〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 TEL 018-880-2303

なお、プレゼンテーションを欠席した場合は、提出された書類のみで審査するが減点の対象とする。

(3) 審査のポイント

青少年育成団体部門	若者団体部門
① 事業の目的 事業内容は青少年が地域を知り、愛着や誇りに思う気持ちを育む内容となっているか。	① 事業の目的 事業内容は市町村と連携して地域課題を解決し、又は地域の元気を創出する内容となっているか。
② 事業の発信・周知 事業内容を効果的に発信・周知する手法が講じられているか。	② 独創性・先進性 事業の内容、手法等には、若者ならではの独創性や先進性があるか。

③事業の実現可能性 計画を実現できるだけの体制があるか。提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。	③ 事業の実現可能性 計画を実現できるだけの体制があるか。提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。
④ 事業の計画性 今後も継続して行われる事業であるか。また、今後発展が見込まれる事業か。	④ 事業の計画性 今後も継続して行われる事業であるか。また、今後発展が見込まれる事業か。
⑤ 予算内容の妥当性 事業に要する費用の見積もりは、過大あるいは過小でないか。	⑤ 予算内容の妥当性 事業に要する費用の見積もりは、過大あるいは過小でないか。

8 助成事業の流れ

①企画提案書の提出	4月26日(水)～5月31日(水)まで
②審査・採択	6月11日(日)(公開プレゼンテーション及び審査委員会) ※応募者多数の場合は書類による事前審査を行う場合あり。
③交付申請書の提出	6月中旬
④交付決定	6月中旬
⑤事業実施	交付決定から平成30年2月末まで事業計画に沿って実施 ※一定の要件に該当する場合は助成金の一部前金払を行う。
⑥実績報告書の提出	事業終了後30日以内又は平成30年2月末日のいずれか早い日まで実績報告書を提出
⑦助成金の確定	実績報告書の審査及び完了検査終了後、助成金確定の通知

9 留意事項等

(1) 情報公開への同意

提案のあった事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果については、(公社)青少年育成秋田県民会議ホームページ等により公表する。

(2) 助成を受けた団体の義務

① (公社)青少年育成秋田県民会議の「子ども・若者活躍推進事業実施要綱」の規定を遵守した適正な経理処理

② 「子ども・若者活躍推進事業」の周知、広報について、事業実施期間内及び事業終了後の協力

(周知広報の例)

ア 公開による事業成果報告

イ 報道機関等に対する情報提供

ウ 各種広報媒体での実施事業の紹介

(3) 問い合わせ先

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 (秋田県庁5階)

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課内

公益社団法人青少年育成秋田県民会議

TEL 018-860-1554

FAX 018-860-3895

E-mail: youthnet-akita@cotton.ocn.ne.jp

または、秋田県庁5階

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課 調整・若者支援班

TEL 018-860-1552

FAX 018-860-3895